

占冠村新生児聴覚検査費助成事業のお知らせ

占冠村では、新生児聴覚検査に要した費用を一部助成します。検査の目的や方法などを理解していただき、検査を受けられるようおすすめします。

新生児聴覚検査の目的

生まれつき聞こえ（聴覚）に問題をもつ赤ちゃんを早く発見し、適切な治療をすることで、ことばの成長を援助することを目的としています。

検査方法

自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、または、耳音響放射検査（OAE）等の方法で、赤ちゃんの自然睡眠中等に短時間で安全に行える検査です。検査時、赤ちゃんが泣いたり、動いたり、眠らなかった等で検査をできない場合は、日付を変えて再検査を行う場合があります。この検査でパスした場合でも、聴覚を100%保障するものではありません。

助成対象者

新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者で、検査日に占冠村に住所を有する方

助成金額

初回検査・確認検査 各5,000円を上限とします。

※ただし、保健診療で検査を受けた場合は対象外となります。

手続き方法

検査を受けた日から6か月以内までに、占冠村役場又はトマム支所の窓口で申請手続きをしてください。（申請をする日に村民でない方は、申請をお受けすることはできません。）

申請手続きの際に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・検査にかかる領収書の写し
- ・母子手帳（検査実施を確認するために写しをもらいます）
又は検査の方法及び結果がわかる書類の写し



問い合わせ先：占冠村役場住民課 電話56-2122